

善友印刷 中核的労働要求事項方針声明

■中核的労働要求事項方針声明

国連のILO（国際労働機関）によって定められた「中核的労働基準」は、グローバル化の進んだ現代社会において「企業と人権」に関し、最低限順守されるべき労働の基準とされているものです。この基準は、「児童労働の禁止」「強制労働の禁止」「差別の撤廃」「結社の自由・団体交渉権の承認」の4分野があります。

善友印刷では、ILOが定めた「中核的労働基準」を尊重し、その実現のため「中核的労働要求事項方針声明」を策定しました。

「中核的労働要求事項方針声明」は、社員の尊厳を守り、豊かな個性と多様性が尊重され、その能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境、組織風土を作るためのものであり、労働者の健全な労働環境を維持し、社会的責務を果たすというSDGsの考え方に即したのもでもあります。

善友印刷株式会社は、国際労働機関の労働における基本的原則および権利に関する宣言について、以下の方針により実現させます。

1. 児童労働の禁止と若年労働者への配慮

法令の定める雇用最低年齢に満たない児童の就労はさせません。

また、18歳未満の従業員に夜勤や残業など健康が損なわれる可能性のある業務には従事させません。

2. 強制労働の禁止

あらゆる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・性別・宗教・疾病などによる差別、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど人権を無視する行為をしません。

4. 結社の自由及び団体交渉権の尊重

結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

2023年6月1日

善友印刷株式会社

代表取締役 井上 卓